

65歳以上の人の介護保険料が変わります

【改定前】2015～2017年度			【改定後】2018～2020年度		
段階	対象者	年額保険料	段階	対象者	年額保険料
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が 市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税の人（課税 年金収入額+合計所得金額が80万円 以下）	20,748円	第1段階	変更なし	21,840円 (12,480円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人 (課税年金収入額+合計所得金額が80万 円を超え120万円以下)	38,532円	第2段階		40,560円 (24,960円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人 (第1段階・第2段階以外)	38,532円	第3段階		40,560円 (37,440円)
第4段階	本人が市民税非課税の人 (課税年金収入額+合計所得金額が80万 円以下)	50,388円	第4段階		53,040円
第5段階	本人が市民税非課税の人(第4段階以外)	59,280円	第5段階		62,400円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 125万円未満の人	71,136円	第6段階		74,880円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 200万円未満の人	77,064円	第7段階		81,120円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 290万円未満の人	88,920円	第8段階		93,600円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 290万円以上400万円未満の人	100,776円	第9段階		106,080円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 500万円未満の人	112,632円	第10段階		118,560円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 700万円未満の人	124,488円	第11段階	変更なし	131,040円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000万円未満の人	136,344円	第12段階		143,520円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000万円以上の人	148,200円	第13段階		156,000円

※消費税の引上げが行われる予定の2019年10月からは、第1段階から第3段階の人を対象に保険料の軽減を行う予定です。()内の年額保険料は軽減後の料金です。

※合計所得金額とは収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除などの所得控除をする前の金額です。ただし、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合には、当該特別控除額を控除した後の金額になります。2018年度からは第1段階から第5段階の人については、年金収入に係る所得を控除した後の金額になります。

特別徴収（年金天引き）で納めている人は、8月の特別徴収（仮徴収）額が変わります
～「介護保険料特別徴収仮徴収額変更通知書」で6月中にお知らせします～

2018年度からの 介護保険料について

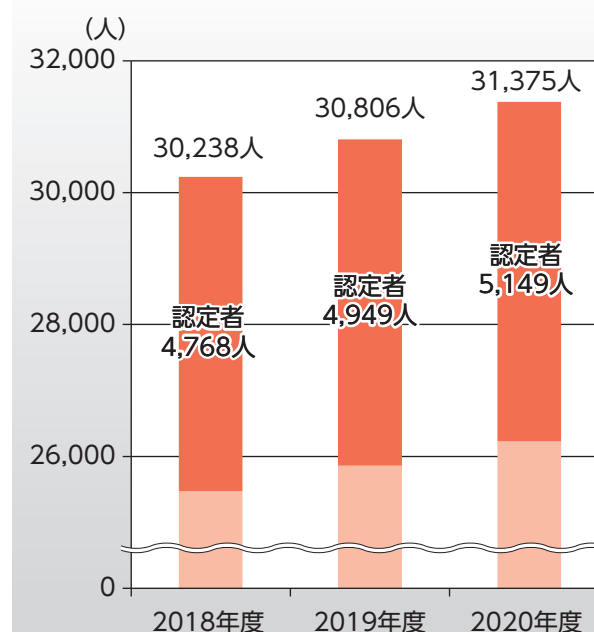
☎ 長寿課(☎62-1013)

介護保険料は、介護保険事業計画で見込む介護保険事業に必要な費用をもとに算定されます。

この計画は、3年ごとに見直しを行うことになっており、今回の見直しでは、2018～2020年度の要介護認定者数の増加を見込むとともに、今後発生する特別養護老人ホームの待機者への対応などを目的に施設などの整備を計画しています。

このような計画の内容と給付費の増加などを踏まえ、2018～2020年度の介護保険事業に必要な費用を賄うため、65歳以上の人の介護保険料を改定することになりました。ご理解とご協力をお願いします。

65歳以上の人口と要介護認定者数の見込み



地域密着型サービス・施設の整備目標

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1か所
小規模多機能型居宅介護	1か所
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	1か所 18人
特定施設入居者生活介護	1か所 10人
介護老人福祉施設* (特別養護老人ホーム)	1か所 100人

*介護老人福祉施設は2021年度の開所を目指します。

介護サービスの利用者負担割合が変わります

◆利用者負担割合

これまで介護サービスの利用者負担割合は原則1割で、一定以上の所得がある人は2割でしたが、2018年8月から2割負担の人のうち、次の両方にあてはまる人は3割になります。

- ①65歳以上で、本人の合計所得金額が220万円以上
- ②同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が、単身の場合は340万円以上、2人以上の世帯の場合は463万円以上

※要介護認定を受けた人および総合事業対象者には、7月ごろに負担割合を記載した「負担割合証」をお送りします。